

進路指導の手引き



北海道今金高等養護学校

進路指導部

～目次～

I	本校における進路指導	P 1
1	進路指導の目標	
2	進路指導の方針	
3	進路指導の学年目標	
II	進路が決定するまで	P 3
III	進路指導の内容と方法	P 5
	< 1 学年 >	P 6
	< 2 学年 >	P 8
	< 3 学年 >	P 11
IV	関係機関および制度等について	P 15
1	障害者自立支援法について	P 16
2	就労について	P 24
3	就労に関する諸機関	P 28
4	進学について	P 30
5	福祉行政関係について	P 34
6	療育手帳について	P 36
7	各種手当、障害基礎年金について	P 38
8	本校における卒後支援について	P 40
9	北海道今金高等養護学校 進路指導振興会会則	P 44
10	北海道今金高等養護学校 同窓会会則	P 46
V	資料	P 47
1	障害福祉サービス・関係機関について	P 48
2	障害福祉サービス事業所ガイド	P 51

Ⅰ 本校における進路指導

本校における進路指導は、「豊かな心とつよい体をつくり 生涯にわたって自立し たくましく生きる生徒を育てる」という、教育目標を実現するために、教育活動全体の中において展開します。

1 進路指導の目標

- (1) 個に応じた進路指導を進め、卒業後の社会生活の適応力が身に付くよう指導に努めます。
- (2) 自分の適性を理解し、課題や目標を意識しながら、個性を生かせる進路を選択する力を育てます。
- (3) 将来の生活に意欲をもって参加するために、進路に関する情報を得て、自ら考え選択し、決定できる力を育てます。

2 進路指導の方針

- (1) 保護者、ホームルーム担任、寄宿舎室担との連携を深め、生徒の実態や希望を共通理解し、将来の進路を見据えた指導を進めます。
- (2) 進路選択や決定のための適切な情報提供などを行い、十分な共通理解のもとで進路指導を進めます。
- (3) 関係諸機関と連携や協力し、生徒の進路に対する理解と啓発を図り、進路指導を進めます。
- (4) 生徒や保護者、ホームルーム担任に適切に進路の情報を提供するため、資料の整理や拡充、活用に努めます。
- (5) 生活していく力の向上と基本的な生活習慣の定着を図るため、寄宿舎生活および家庭生活における情報の共有や共通理解を深め、卒業後を見据えた生徒一人一人の指導を進めます。

3 進路指導の学年別目標

〔1 学年〕

卒業後の進路に関心をもち、働くことの大切さを感じながら、日常の学習活動の中で、自分の課題に気づき、意欲をもって生活する力を育てます。

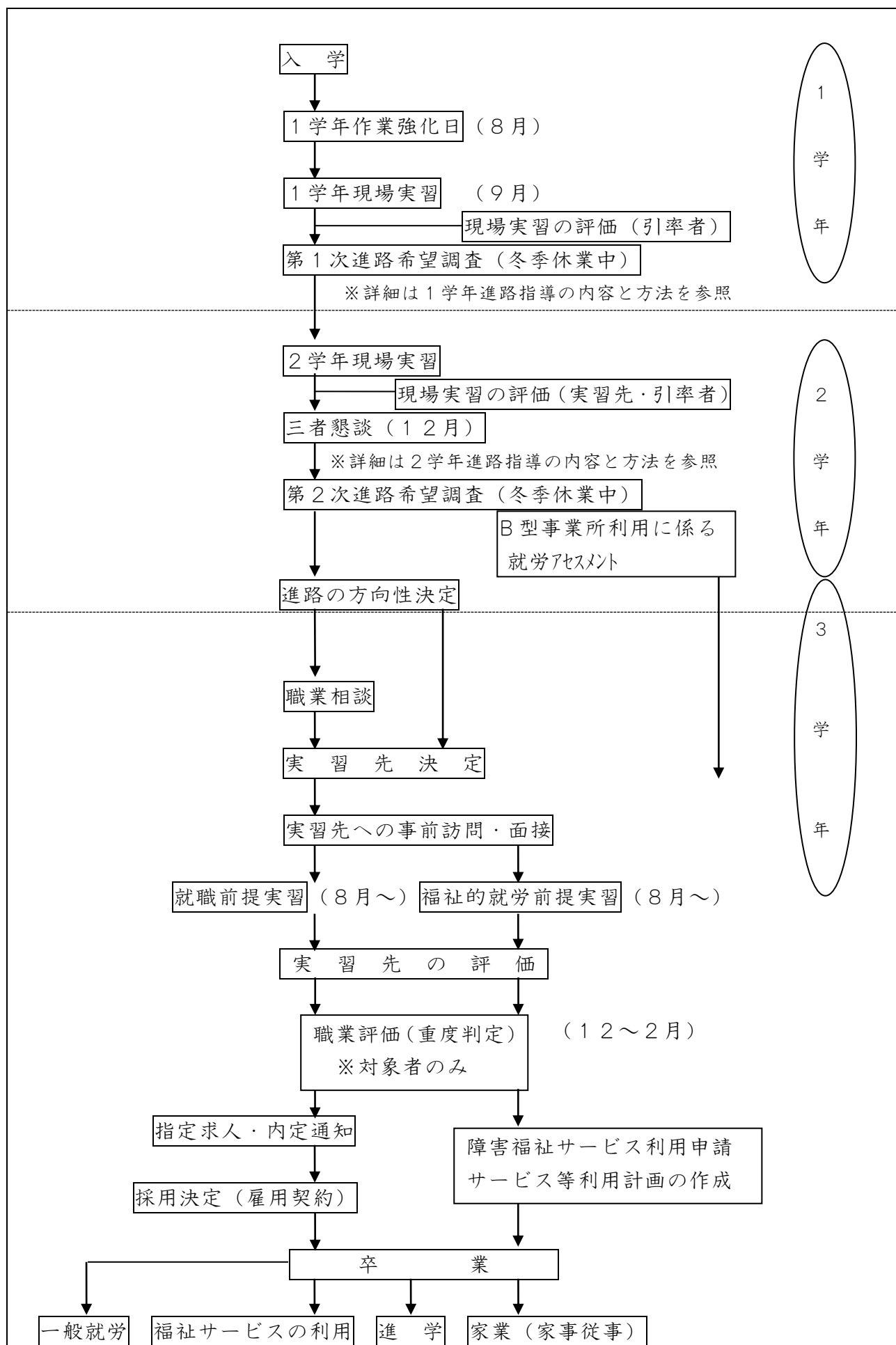
〔2 学年〕

日常の学習活動の中で、社会生活の適応力を身に付け、自分の適性や課題、目標を意識しながら自分で考えて行動できる力を育てます。

〔3 学年〕

卒業後の進路に向けて、具体的な進路選択および進路決定をし、社会のルールを守りながら生き生きと社会参加ができる力を育てます。

Ⅱ 進路先が決定するまで



Ⅲ 進路指導の内容と方法

< 1 学年 >

1 1 学年の進路行事の流れ

	(月)		内 容	備 考
1 学 年	5 月	入学式 職場見学	・様々な職場の見学を行います。(5月下旬)	福祉サービス事業所等の見学は希望があれば随時行います。 ※担任と進路指導部との会議(以下進路会議)を定期的に開催する。
	5 月～ 通年	進路学習	・月に1度行うことを基本としており、自己理解を深め、卒業後の生活について自己選択、自己決定することができるよう学習を行います。	
	7 月	学期末保護者懇談会	・現場実習、福祉サービス事業所見学について話をします。	
	8 月 ～9 月	作業強化日(3日間) 現場実習(7日間)	・実習前に校内で終日働く仕事の経験を行います。 ・教員の引率による職場実習を行います。 (8月下旬～9月上旬) ・事前学習(7月下旬～) ・事後学習(9月上旬～)	
	10 月	社会見学	・様々な職場や卒業生などの様子を見学して生活と仕事の関連性などを学びます。	
	11 月～ 12 月	進路学習	・第1次進路希望調査の書き方等について学習を行います。	
	12 月	学期末保護者懇談会	・第1次進路希望調査等について話をします。 ・大まかな将来の進路希望を調査します。	
	冬季休業中	第1次進路希望調査	・2年生に向けての学習を行います。	
	2 月 2～3 月	進路学習 進路面談	・生徒、学校(ホームルーム担任・進路担当)と卒業後の進路について話し合います。 ・2年生に向けての話をします。	
	3 月	学年末保護者懇談会		

※1 学年段階で大まかな進路の方向性〔地域、形態(一般就労、福祉的就労、進学)、生活の場(自宅、GHなど)〕が決まっていると、進路選択、進路決定がスムーズに行いやすくなる場合が多いです。卒業後を見据え、自己理解や障がい認知、得手不得手の把握、他者評価などを、3年間の中で計画的且つ段階的に進めていく必要がありますので、1 学年での土台作りが行えるよう学級と進路指導部とで連携を図りながら進路指導を行っていきます。

2 進路に関する懇談

(1) 目的

懇談会を通して、生徒・保護者に対し社会参加に必要な能力や卒業生の現状など進路についての情報提供に努め、進路について啓蒙を図ります。

(2) 方法

ア 学年懇談

イ 個別保護者懇談

ウ 進路面談

(3) 内容

時 期	保 護 者	生 徒
4 月	本校の進路指導について 1 学年進路の年間計画について	進路相談（本人・担任）随時実施 実習先からの評価の活用
7 月 (1 学期末)	進路の形態について 現場実習について(実習先からの評価の活用)	
12 月 (2 学期末)	第 1 次進路希望調査について 3 年生の進路の状況について	
3 月 (3 学期末)	2 年生に向けて	進路面談（本人・担任・進路）

3 1 学年現場実習

(1) 目的

ア 学校での学習を生かし、実際の職場や新しい環境での体験を通して、自分の職業生活や社会生活能力を確かめます。

イ 実習期間内を一貫して作業に取り組むことができるかを確かめます。

ウ 事前学習を通し、現場実習に向けた仕事に対する理解を深めます。

(2) 方法

今金町内及び近郊の職場での引率によるグループでの実習を行います。

(3) 実施時期

8 月下旬から 9 月上旬まで（7 日間）

(4) 事前訪問

原則現場実習が始まる前の週に行い、職員が引率します。

(5) 実習先の決定

ア 生徒の課題等を各ホームルームで検討し、進路指導部にて実習先の原案を作成します。

イ 実習先の原案を学年会で検討し、職員会議で提案、決定した後、保護者に確認します。

4 第 1 次進路希望調査

(1) 目的

本人、保護者の進路についての考えを把握し、今後の進路指導の資料とします。

(2) 方法

第 1 次進路希望調査については、12 月の学年懇談会で説明し、用紙を配布します。そして、3 学期の始業式に回収します。

＜ 2 学年 ＞

1 2 学年の進路行事の流れ

	(月)		内 容	備 考
2 学 年	4 月～ 通年	進路学習	・ 1 年生時の現場実習を振り返り、将来の進路について学習を行います。	障 害 福 祉 サービ事業 所等の見学は 希望があれば 随 時 行 い ま す。
	5 月	現場実習（9 日間）	・ 生徒の状況や進路希望をもとに職場実習を行います（単独・引率など）。	
	7 月		・ 事前学習（4 月下旬～） ・ 事後学習（5 月下旬～）	
	8 月～	進路学習 ※（個別実習）	・ 現場実習での状況や評価をもとに具体的な進路の方向性を考える。	
	10 月 ～12 月	第 2 次進路希望調査 学期末保護者懇談会	・ 現場実習、第 2 次進路希望調査及び三者懇談、福祉サービス事業所見学について話をします。	三者懇談 （本人・保護 者・学校）
	12 月	・ 進路学習	・ 第 2 次進路希望調査の書き方等について学習を行います。 ・ 将来の進路希望と方向性を確認します。第 2 次進路希望調査が最終的な進路希望（3 学年現場実習先）となります。	
	2～3 月	三者懇談	・ 生徒、保護者、学校（ホームルーム担任、室担、進路）と卒業後の進路の方向性を話し合います。	
	3 月	学期末保護者懇談会 進路学習 学年末保護者懇談会	・ 現場実習の様子や現 3 学年の進路について話をします。 ・ 3 年生に向けての学習を行います。 ・ 次年度の進路について話をします。	

※就労アセスメントについて

卒業後の就労継続支援 B 型事業所の利用に関わる就労アセスメントを行います。（市町村により時期が変わります。また、道南圏に関しては、2 学年時の企業と就労移行支援事業所での現場実習が就労アセスメントに振り替えられます。）

※ 2 学年での実習の評価を受け、個別実習を実施したり 3 学年の前提実習先を選定したりしていきます。

2 学年段階では、生徒自身が「自分で進路先を選び、決めた」と思える進路指導の進め方になっていることが重要です。生徒の将来の人生がかかっている分岐点になりますので、報告・連絡・相談を欠かさずに行い、最良の進路選択を行うための連携が不可欠ですので、御協力をお願いします。

2 進路に関する懇談

(1) 目的

懇談会を通して、生徒・保護者に対し社会参加に必要な能力や卒業生の現状など進路についての情報提供に努め、進路について啓蒙を図ります。

(2) 方法

ア 学年懇談

イ 個別保護者懇談

ウ 進路面談

(3) 内容

時 期	内 容
4～5月	2年生進路の年間計画について 卒業生の進路状況について 現場実習について
7月 (1学期末)	現場実習について 三者懇談について(実習先からの評価の活用)
8月～	個別実習(必要に応じて実施する) ※長期休業は原則除く
11～12月	三者懇談(本人・保護者・学校)
12月 (2学期末)	現場実習での生徒の様子について 第2次進路希望調査について 現3年生の進路の状況について
3月 (3学期末)	第2次進路希望調査を受け、実習先を絞り込む 次年度の進路の年間計画について 次年度現場実習について

3 2学年現場実習

(1) 目的

ア 学校での学習を生かし実際の職場や新しい環境での体験を通して、自分の職業生活や社会生活能力を確かめます。

イ 1学年時よりも長い期間を一貫して作業に取り組むことができるのかを確かめます。

ウ 最終的な進路形態を決める判断材料とします。

(2) 方法

ア 今金町内及び近郊の職場での引率でのグループ実習を行います。

イ 生徒の実態や必要性に応じて、単独で実習を行うこともあります。

(3) 実施時期

5月中旬～5月下旬(9日間)

(4) 事前訪問

原則現場実習が始まる前の週に行い、職員が引率します。

(5) 実習先の決定

ア 生徒の課題等を各ホームルームで検討し、進路指導部で実習先の原案を作成します。

イ 実習先の原案を学年会で検討し、職員会議で提案、決定した後、保護者に確認します。

4 第2次進路希望調査

(1) 目的

本人、保護者の進路についての考えを把握し、今後の進路指導の資料とします。

(2) 方法

第2次進路希望調査については、12月の学年懇談会で説明し、用紙を配布します。3学期の始業式に回収します。

5 三者懇談

(1) 目的

第2次進路希望調査を受け、進路の方向性の確認と実習先の絞り込みを行います。

(2) 方法

2～3月に本校で行います。(本人・保護者・学校)

(3) 内容

本人、保護者の希望と学校での様子、現場実習の結果、進路先の状況など様々な角度から進路について話し合い、最終的な進路希望を確認します。

＊ 三者懇談で確認された進路希望をもとに、3年時の進路開拓を行います。

6 就労アセスメント

障害者総合支援法においては、本人の実態に適した障害福祉サービスを受けられるようにするために、就労移行支援事業所による『就労アセスメント』を実施することが明記されています。特に高等養護学校卒業後、すぐに就労継続支援B型事業所を利用したい場合については、在学中に就労アセスメントを行うことが必須要件となっています。

平成27年4月1日より、すべての市町村で実施することになっています。実施時期や期間、内容等は各市町村によって差異がありますので、その都度、関係機関との調整が必要となります。

なお、この就労アセスメントの結果によって、就労継続支援B型事業の利用の可否が決まるわけではありません。あくまでも実施時における本人の就労に関わる諸能力を明らかにすることを目的としています。

また、道南圏に関しては、2学年時の企業と就労移行支援事業所での現場実習が就労アセスメントに振り替えられます。個別にお伝えします。

< 3 学年 >

1 3 学年進路行事の流れ

	(月)		内 容	備 考
3 学 年	4 月～ 6 月	進路学習	・ 3 年生の現場実習や卒業後の生活について学習を行います。	現場実習前までには、各家庭で障害福祉サービス事業所等の見学を行います。
	5 月	職業相談	・ 一般就労を目指す人は、職業安定所に求人登録を行い、職業安定所の係官と面接を行います。同時に就業・生活支援センターへの登録も行う場合があります。	
		受給者証の作成	・ 福祉サービス（事業所、グループホームなど）を利用する場合は、出身地の福祉課で手続きを行い、受給者証を発行してもらいます。	
	8 月～ 10 月	学期末保護者懇談会	・ 現場実習に関わる話をします。	
		現場実習（7 週間）	・ 一般就労希望者の場合は、就職前提実習を行います。 ・ 福祉的就労を希望する場合は、障害福祉サービス事業所等で前提実習を行ないます。 （現場実習の結果により卒業後の進路が決定し、状況によっては再実習を行う場合があります。）	
	10 月	職業評価 （重度判定）	・ 器具検査と社会生活能力検査を行い、職業的に重度であるかどうかを判定します。IQ59 以下・療育手帳 B 判定の者が対象です。（対象は近い将来、一般就労を希望する者）	
		サービス等利用計画などの作成	・ 出身地の福祉課や相談事業所にサービス等利用計画を作成していただくための手続きが必要になります。また、障害支援区分認定のための聞き取りや医師意見書作成のための通院も必要になります。	
		進路学習	・ 自分の進路にかかわる学習を行います。	
	12 月	学期末保護者懇談会	・ 進路に関わる今後の対応等について話をします（卒業までに行う手続き等について）。	
		進路学習	・ 卒業後の進路先の発表を行います。	
	2 月 ～ 3 月	就労準備期間 卒 業	・ 進路先と最終的な打ち合わせ、調整等を行います。	

2 進路に関わる懇談

(1) 目的

懇談会を通して、保護者に対して社会参加に必要な力や卒業生の現状など進路についての情報提供に努め、進路についての啓蒙を図ります。

(2) 方法

ア 学年懇談

イ 個別保護者懇談

ウ 進路面談

(3) 学年保護者懇談会内容

時期	内 容
4 月～	職業相談について 現場実習について 職業適性検査（重度判定）について 進路開拓について
7 月 (1 学期末)	現場実習について
12 月 (2 学期末)	現場実習での生徒の様子について 卒業後の進路について

3 職業評価（重度判定）

(1) 目的

器具検査と社会生活能力検査を行い、職業能力や職業適性などについて調べます。※重度知的障害者と判定されると本人、事業主に対して各種の援護制度の充実が図られます。

(2) 実施時期

2 学期（10 月）

(3) 対象

3 学年で就労希望者、または近い将来就労を希望している者で、療育手帳が B 判定で 1059 以下の者です。

(4) 検査内容

北海道障害者職業センターのカウンセラーが本人・保護者、または必要に応じて担任から聞き取りをします。

(5) 必要書類

	書類	担当
①	重度知的障害者判定対象者名簿	進路指導部
②	判定実施依頼書	保護者
③	判定結果照会に関わる同意書	保護者

(6) 注意点

※重度知的障害とは、知的に重度ということではなく、職業的に重度という意味です。

4 職業相談

(1) 目的

ア 就労希望者に対して、生徒1人1人の家庭状況や能力、適性や進路希望などをもとに、各所轄の職業安定所の職員と本人、保護者、担任などが面談し、卒業後就労に関する様々なことの方角づけを行います。

イ 職業安定所職員の指導・助言を受けることで、生徒本人の進路に対する意識を高めていくとともに、職場開拓に役立てる資料を得ることを目的とします。

ウ 障害者求職登録を正式に行ないます。

(2) 実施時期

5月中旬

(3) 対象

3学年一般就労希望者が対象です。

(4) 必要書類

	書類	担当
①	生徒個人調査書	H R 担任
②	障害者求職申込書	H R 担任

(5) 会場

本校

(6) 備考

保護者も来校していただく必要があります。

同日に障害者就業・生活支援センター「すてっぷ」に登録できます。

5 第3学年現場実習

(1) 就職前提実習

【目的】

ア 校内での学習成果を発揮し、進路先を決定します。

イ 職場での実習を通して就労と自立への意欲を高め、社会人になるための心構えをもつことを目的とします。

ウ 卒業後の生活に必要な知識や技能を身に付けることを目的とします。

(ア) 実習形態

卒業後の進路形態に基づく生活拠点から実習を行います。

(イ) 実施時期

8月下旬から10月上旬までの7週間（年度により多少変更になることがあります。）

(ウ) 再実習

実習後、雇用が不採用だった場合、実習中の本人の様子や実態を再度検討し、再実習が本当にふさわしいと学年および職員会議で判断した場合に行います。

【事前訪問】

ア 本人と保護者が職場へ行き、事前訪問（面接）を行います。（基本的に担任や進路指導部が同行します。）

イ 職場への送迎は、保護者が行います。

ウ 事前訪問の日程については、職場と学校で調整し決定します。

就職前提実習後の進路希望

就職前提実習を行った生徒については、職場やグループホーム、宿泊型自立訓練等から、随時学校へ結果の連絡がきます。その都度、本人および保護者へ就労の意向を確認し、職場やグループホームなどへ報告します。

【職場の内定と障害福祉サービス事業所の申請】

ア 一般就労の内定は、ハローワークの指定求人票が出されるか、職場からの内定通知が出された時点で内定となります。

イ 生活の場が自宅以外で福祉サービス事業所（グループホームや宿泊型自立訓練等）を利用する場合は、11月1日以降にご家族が各市町村役場で申請を行います。その後2月1日付で待機者名簿に記載され、福祉サービス事業所と契約が行われた時点で内定となります。

(2) 福祉的就労前提実習

【目的】

ア 校内での学習成果を発揮し、進路先を決定します。

イ 実際に体験することで、本人の卒業後の進路を理解することを目的とします。

ウ 体験を通し社会性を身に付けることを目的とします。

実習形態

ア 通所体験の場合、自宅やグループホーム等から通える障害福祉サービス事業所で体験します。

イ 入所体験の場合、入所する施設で体験します。

ウ 体験を行っていない期間は、基本的に学校での校内作業を行います。

実施時期

8月下旬から10月上旬までの2週間（年度により多少変更になることがあります）

【事前訪問】

ア 本人と保護者で事業所へ行き、事前訪問（面接）を行います。

イ 事前訪問の日程については、事業所と学校で調整し決定します。

現場実習終了後の進路希望

障害福祉サービス事業所で体験した生徒については、10月中旬をめぐりに希望する事業所を決定します。その後、各事業所に進路希望を伝えます。

【障害福祉サービス利用の申請と内定】

11月1日以降に保護者が各市町村役場で申請を行います。その後2月1日付で待機者名簿に記載され、事業所と契約が行われた時点で内定となります。

(3) 留意点

【実習に関わる費用】

ア 1,2学年の現場実習とは違い、3学年の実習にかかった費用については、実費を支払います。

イ 現場実習先によって異なりますが、基本的には実習終了後に直接支払います。

（現場実習先によっては、実習の最終日に支払う場合もあります）

実習に関わる就学奨励費について

ウ 就学奨励費の対象は、交通費と宿泊が伴う実習費（施設利用費）になります。

（就学奨励費の申請には出勤証明書、経費の領収書等が必要です。）

【実習先の決定】

ア 第2次進路希望調査を基に、本人、保護者、学校とで協議調整し原案をつくりします。

イ 原案は進路指導部や学年会議で検討後、職員会議で承認決定します。

IV 関係機関および制度等について

1 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ

(1) 障害者自立支援法のポイント

ア 障害者施策の一元化

身体障害者、知的障害者、精神障害という障害の種類に関係なく、共通のしくみによって共通のサービスが利用できるようになりました。

イ 利用者の利便性向上

サービス体系を見直して利用者がわかりやすく使いやすいものになりました。33種類に分かれていた施設体系が再編されています。

ウ 就労支援の強化

働きたいと考えている障害者に対して、就労の場を確保する支援の強化が進められています。

エ 支援決定のプロセスの明確化

全国共通のルールに従って、支援の必要度を判定する尺度（障害程度区分）を導入し、支給決定のプロセスを明確にしました。

オ 安定的な財源を確保

国の費用負担の責任を強化し（費用の2分の1を負担）、同時に、サービス費用をみんなで支えあう仕組み（原則として費用の1割負担ですが、利用者の所得によって違いあり）になりました。

こうした制度上の問題を解決し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が2005年（平成17年）に成立し、翌年から順次施行されています。

(2) 障害者総合支援法のポイント

ア 障害者の範囲

新たに難病患者を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。

イ 障害程度区分から障害支援区分へ

支援の必要性の度合を示すもの、という意義を明確にするために「障害支援区分」という名称に変更されました。区分を出すための調査項目も106から80になり、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるようになります。

ウ 共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、グループホームに一元化されました。

グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴・排泄または食事など必要な介護を受けることができます。また、グループホームを拠点として、アパートや下宿で一人暮らしを行う「サテライト型住居」も創設されます。

エ 重度訪問介護の対象拡大

現在対象となっている重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者にも対象を拡大します。

オ 地域移行支援の対象拡大

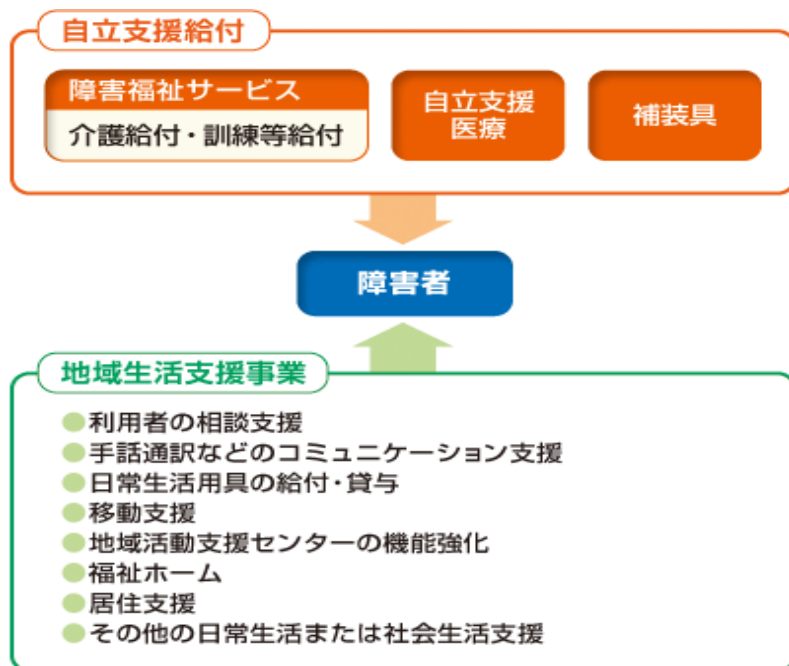
地域生活への移行に支援を必要とする人について、対象者を拡大します。

カ 地域生活支援事業の追加

市町村や都道府県が実施する地域生活支援事業を追加します。

(3) サービスのしくみ

障害者自立支援法から、サービス利用者のニーズや障害の程度に応じてサービスが公平に提供されるようになりました。具体的にはサービスの給付体系を再編し、「障害福祉サービス」の中身をわかりやすく整理しました。こうしたサービスは、利用者へ個別給付される「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の二つに大きく分けられます。



* 独立行政法人福祉医療機構 作成

(4) 障害福祉サービス

障害福祉サービスの中核は「介護給付」と「訓練等給付」に分かれています。介護給付は9種類、訓練等給付は4種類のサービスがあります。サービスを利用する場所で以下のように分類整理することができます。また、障害程度区分により利用できるサービスは下の表のとおりです。

< A 訪問・通所系サービス >

利用者が在宅でホームヘルパーの訪問などのサービス利用、施設に通って利用するデイサービスなどがあります。

< B 日中活動 > < C 居住支援 >

入所施設で提供されるサービスもあります。サービス利用者が入所施設内だけの生活にとどまらず地域社会とのかかわりのある暮らしを実現するために、入所施設で昼間の活動を支援する「日中活動」と住まいの場における「居住支援」に分かれています。

介護 給 付	A	ホームヘルプ
	A	重度訪問介護
	A	行動援護
	A	児童デイサービス
	A	ショートステイ
	A	重度障害者等包括支援
	B	療養介護
	B	生活介護
	C	夜間ケア

訓練 等 給 付	B	自立訓練
	B	就労移行支援
	B	就労継続支援
	C	グループホーム

(5) 介護給付と訓練等給付

介護給付は次の9種類のサービスがあります。介護給付を受けるためには、障害支援区分判定を受ける必要があります。その結果によって利用できるサービスが決まります。

* 「(6) 申請から利用まで」を参照

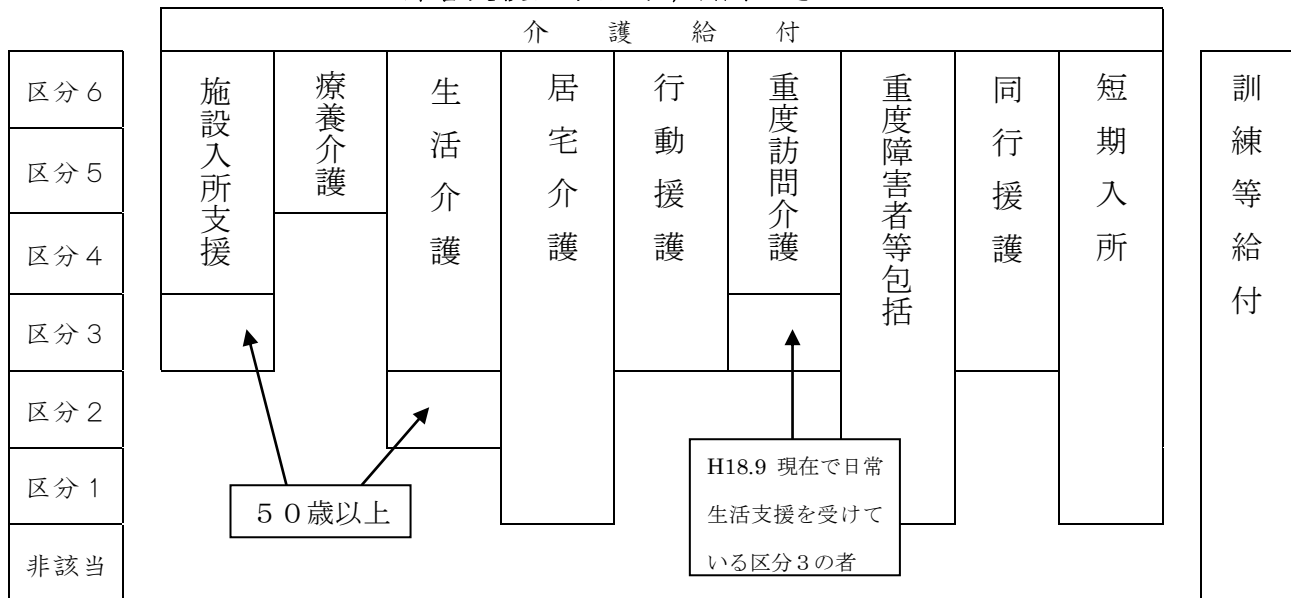
A 訪問・通所系サービス	B 日中活動	C 居住支援
①ホームヘルプ（居宅介護） ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで自宅で入浴・排泄・食事などの介助を行います。外出時の移動（外出支援）を助ける「移動介護」は含まれません。障害程度区分1以上。	⑦療養介護 医療を必要とする障害者で常に介護が必要な場合、昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。	⑨施設入所支援（夜間ケア） 施設入所して生活介護を受けている人に、夜間の入浴・排泄・食事などの介護を行います。
③ 重度訪問介護 重度の肢体不自由で、常に介護が必要な障害者に自宅で入浴・排泄・食事の介助、調理、洗濯、掃除などを行います。移動介護も行います。	⑧生活介護 常に介護が必要な障害者に、昼間に障害者支援施設で入浴・排泄・食事の介護を提供します。また、創作活動や生産活動の機会も提供します。	
③行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な障害者に行動するときの危険を回避する援助や外出時の移動の補助を行います。障害程度区分3以上で認定調査項目のうち行動関連項目などの合計点数が10点以上である者。		
④動向援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援をします。		
⑤ショートステイ（短期入所） 在宅で介護を行う人が病気などの緊急的な場合、短期間施設に入所して、入浴・排泄・食事などの介護を受けることができます。		
⑥重度障害者等包括支援 常に介護が必要な障害者の中で、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的（自立支援計画に基づいて複数以上を組み合わせて利用することができます。例えば、通所サービス、訪問系サービス、ケアホームを利用するなど）に提供します。		

訓練等給付は次の４種類のサービスがあります。また、訓練等給付は障害支援区分判定（一次判定のみ）が行われるものの、暫定支給決定というしくみがあります。そのサービスが適当かどうかを判断するために一定期間、訓練の効果や本人の意思を確認します。効果が認められない場合は、サービスの種類の見直しやサービス提供事業者を変更して再評価を行います。効果が認められた場合は、サービス事業者が成果目標や訓練期間を具体的に設定（個別支援計画）して支給期間が決まり、本支給決定が行われ、本格的な訓練が開始されます。

＊「（６）申請から利用まで」を参照

A 訪問・通所系サービス	B 日中活動	C 居住支援
＊ 訪問・通所系サービスには「訓練等給付」はありません。	① 自立訓練 自立したに日常生活や社会生活ができるように、一定期間において身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。機能訓練（身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援）と生活訓練（生活能力の維持・向上などの支援）の二つに分けられます。	④ グループホーム（共同生活援助） 地域で共同生活を営む障害者に、住居において共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行います。 ○ 宿泊型自立訓練 今現在、就職している者、就労先が決まっている知的障害者が一定期間入寮し、地域生活の実現を図ることを目的としています。自立訓練のため、２年、長くて３年の期間です。
	② 就労移行支援 就労を希望する障害者に一定期間における生活活動やその他の活動の機会を提供します。また、就労に必要な知識や能力の向上を目指した訓練を行います。	＊ 訓練等給付と施設入所支援 自立訓練、就労移行支援を受けている人で次のいずれかに該当する人は施設入所支援のサービスを併用することができます。 ● その生活能力から単身の生活が困難な者 ● 地域の社会資源の状況から通所困難な者
	③ 就労継続支援 通常の事業所で働くこと困難な障害者に就労の機会や生産活動の機会を提供します。利用期間は定められていません。この事業にはＡ型（雇成型）とＢ型があります。 ＜Ａ型（雇成型）＞ 雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる人で、盲・聾・養護学校卒業者や一般企業を離職した人が対象です。最低賃金は保障されます。 ＜Ｂ型＞ 雇用契約を結ばず、就労の機会を通して生産活動の知識や能力の向上が見込まれる人や過去の一般企業に就職していたが年齢や体力面の問題で雇用されることが困難になった人が対象になります。生産活動に対して工賃が支払われます。工賃は支払い目標水準を設定し、額のアップが図られます。	＊ 訓練等給付と施設入所支援 自立訓練、就労移行支援を受けている人で次のいずれかに該当する人は施設入所支援のサービスを併用することができます。 ● その生活能力から単身の生活が困難な者 ● 地域の社会資源の状況から通所困難な者 サービス内容は、利用者が自立訓練及び就労移行支援を効果的に利用できるよう、<u>訓練期間中に限って（制度上、期限の定めあり）</u>における居住の場などを提供します。 ＊ サービスの利用期限 自立訓練事業と就労移行支援事業には利用期限が定められています。利用期間の更新は個別支援計画に基づき認められることもありますが、原則は期限内に訓練を終えることとされています。利用は原則１回限り。また、夜間は、地域の社会資源の状況から通所が困難な人など、一定の条件に該当する場合にのみ入所施設の利用が認められますが（この場合入所施設利用にも期間が定められる）、原則は自宅等からの通所や訪問によってサービスが提供されます。

障害支援区分により利用できるサービス



(6) 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて、必要と思われる事業に柔軟に取り組めます。各市町村は、「障害福祉計画」に中に地域生活支援にかかわる施策を盛り込み実施することになっています。予算的には事業に対して国が 50%以内、都道府県が 25%以内を補助します。

ア 相談支援事業

自立支援給付を受ける障害者が、申請手続きやサービス利用契約を結ぶ段階で相談業務を行います。相談支援事業者に委託し、障害者の支援を行います。市町村では支援策の強化を行うために社会福祉士、精神保健福祉士、保健師を配置します。

イ コミュニケーション支援事業

障害者の社会参加の機会を支援するために、手話通訳派遣、要約筆記派遣、手話通訳設置事業などのコミュニケーションにかかわる支援事業を行います。

ウ 日常生活用具給付事業

日常生活用具とは実用性が認められた安全に使用できる用具で、日常生活の困難を改善し、自立支援につながるものとされています。ただし、開発や改良に専門知識を要するもの一般的に普及していないものと規定されています。介護・訓練支援用具、自宅生活支援用具、在宅療養等支援用具などに関して給付を行っています。

エ 移動支援事業

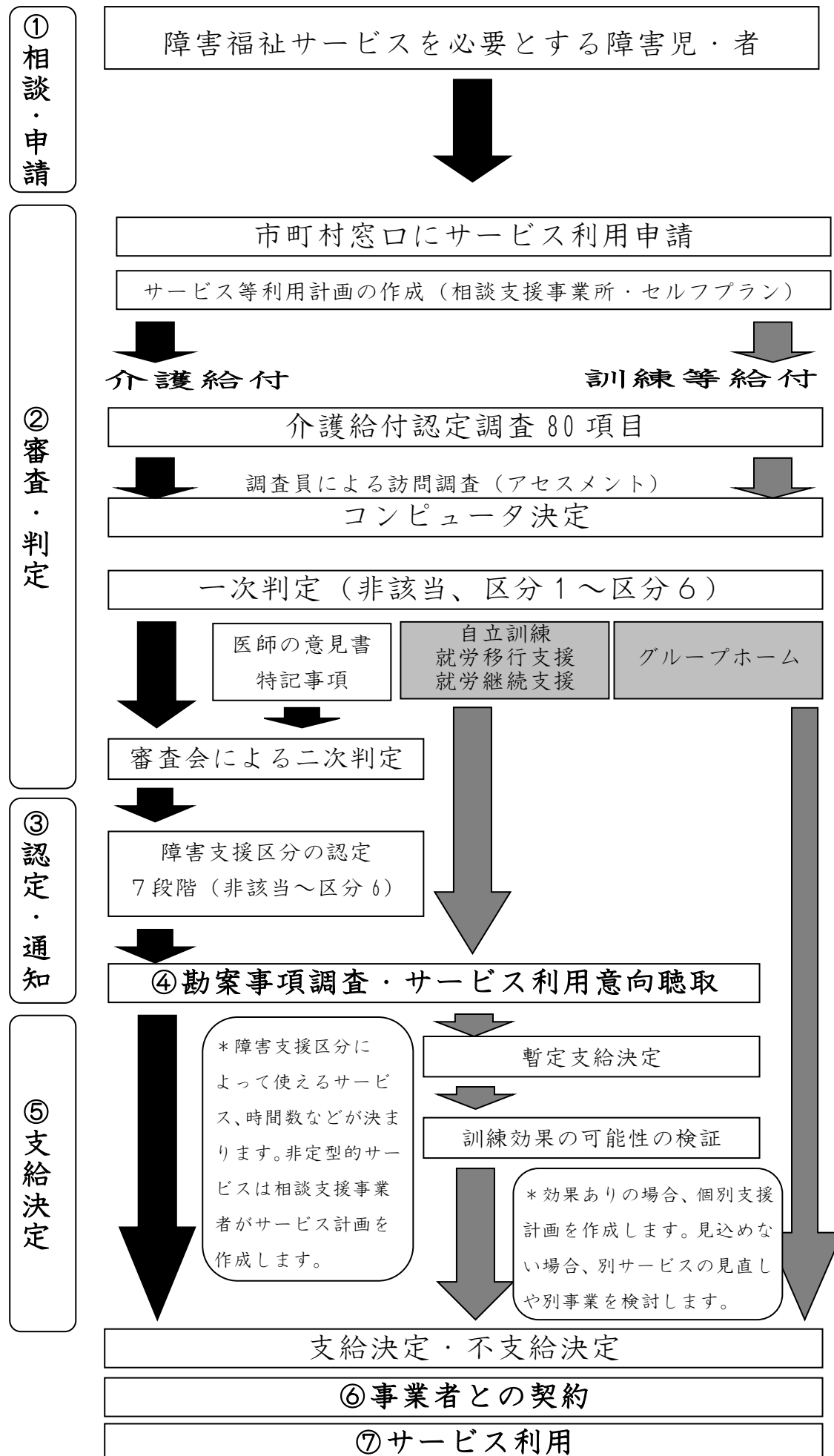
屋外で移動することに制限をもっている障害者、一人で外出できない障害者を対象に移動にかかわる支援を行っています。支援事業には、「個別支援型」「グループ支援型」「車両移送型」があります。

オ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。地域活動支援センターの機能強化を図るために専門職の配置、地域住民ボランティア育成、生きがい事業などを展開します。

カ 生活サポート事業

介護給付の対象外となる障害者に対して、必要と認められる場合に、日常生活・家事の支援を行う事業です。



① 相談・申請

申請段階で、介護給付・訓練等給付のうち、どのサービスを希望するかが問われるため、あらかじめ利用したいサービスについてしっかりと検討しておく必要があります。

ア 相談支援事業者などに相談することができます。

イ 介護給付を希望する場合、「意見書」を作成する医師がいるかどうか確認されます。主治医がいる場合はその医療機関を伝え、いない場合は市町村が協力依頼している医療機関が紹介されます。

ウ 支給申請と同時に所得認定なども行われるため、減免等を受ける場合はあらかじめ必要書類を調べておく必要があります。

エ 申請から支給決定されるまでの間に、緊急でやむを得ない理由から福祉サービスを必要とする場合は、「特例介護給付費」「特例訓練給付費」の対象となるので、窓口でこれらの申請を行います。

② 審査・認定

申請が受理されると、次に障害支援区分の判定が行われます。介護給付の障害程度区分判定は、訪問調査の聞き取り結果にもとづくコンピュータによる一次判定と有識者らでつくる市町村審査会による二次判定を経て決定されます。訓練等給付は一次判定結果で障害程度が確定します。

ア 認定調査・概況調査

認定調査は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害について、共通の調査項目（80項目）に基づいて行われます。概況調査は、認定調査とあわせて、本人や家族などの様子、家族の介護状況などが聞き取られます。

イ 介護給付の一次判定と二次判定

介護給付の一次判定は、コンピュータで判定します。二次判定は一次判定結果と医師の意見書、概況調査で記入された特記事項に基づいて市町村審査会が行います。

ウ 訓練等給付の障害支援区分

訓練等給付の障害支援区分は点数化され、定員を超えて利用希望のあった場合の「暫定支給決定」の優先度を判断する材料となります。自立訓練事業では、障害支援区分判定の生活訓練の点数などが優先順位を図る材料となります。

③ 認定・通知

認定結果は、市町村審査会から市町村長に伝えられ、市町村は認定結果を申請者に通知します。納得がいかない場合は、知事に「不服申し立て」を行うことができます。

④ 勘案事項調査・サービス利用意向聴取

障害支援区分認定の結果が通知された後、あらためて利用者のサービス利用意向が聴取されます。これは市町村が支給決定を行う際の判断のため行うもので、申請者の具体的な生活ニーズについて聴取されます。

⑤ 支給決定

支給決定者には支給決定通知書や障害福祉サービス受給者証（あるいは却下決定通知書）などが交付されます。これらの通知は申請者に直接送付されます。納得がいけない場合は、知事に「不服申し立て」を行うことができます。

ア 訓練給付の暫定支給決定と支給決定

訓練等給付の場合は、まず暫定支給決定が行われます。この期間中に事業者は、申請を行った障害者の「個別支援計画案」を作成し、訓練効果が見込まれるかどうかを判断します。訓練効果が上がると判断されれば支給決定につながるようになります。訓練効果が見込めない場合は、受けるサービスの見直しや、別の事業者での再評価などが求められます。

イ サービス利用計画を作成する場合

介護給付の支給決定を受けた人のうち、長期の入院・入所から地域生活に移行しようとする者、家族や周囲からの支援が得られず、孤立しており、具体的な生活設計ができていない者、その他福祉サービスを利用する者であって自らその利用を調整することが困難であり、計画的な支援を必要とする者で市町村が認めた者は、都道府県が指定した「指定相談支援事業者」から「サービス利用計画（ケアプラン）」を作成してもらうことができます。「サービス利用計画」が策定されると、定期的にアセスメントやモニタリングが行われます。

⑥ 事業者との契約

⑦ サービスの利用

市町村から支給決定を経て、事業者と福祉サービスの利用契約を結びます。利用負担額や通所施設の給食の有無とその料金、入所施設での個室費などの費用負担、受けるサービスの内容などについては重要事項として事業者から説明されます。また、契約相手が社会福祉法人減免を行う事業者であって、減免を受けることを希望する場合は、契約時に減免の申し込みを行います。サービスの提供が開始されると、毎月事業者に利用料負担金を支払います。

2 就労について

(1) 一般就労

一般的に「就労」といった場合には、雇用契約を雇用主と結んで行われる労働で、1日8時間以上、月当たり20日以上勤務をし、一定の賃金を受け取る形態のことを言います。自分の出身地に帰って、自宅から通勤できる事業所に就労する人が多いのですが、出身地の状況や職場の開拓状況等によっては、自宅以外の場所に住んで職場に通う場合もあります。

◆現在の雇用状況

- ・パート雇用が一般的
- ・4, 5時間から働き始めることが多い
- ・雇用条件が厳しい

(2) 生活の場

施設入所支援を利用する人は、その事業所が働く場であり生活の場でもあります。通所型の事業所やサービスを利用する人や一般就労した人の多くは、家庭が生活の場となります。しかし、自宅から通勤できる職場がない、本人が親元を離れて自立を目指しているなど様々な理由がありますが、地域で生活するために生活の場を整備し、社会参加を支援する体制も徐々にできつつあります。

◆ 自宅

自分の家から職場に通います。自宅から職場に通う場合には、ご家庭での本人に対するサポートが必要になります。金銭の管理、異性問題、労働意欲を持続させるなど様々なサポートが必要になってきます。

◆ 宿泊型自立訓練

障害者自立支援法の改正で、通勤寮を実施していた事業所が移行していった新サービスです。内容は通勤寮とほぼ同じです。自立訓練のため2年、長くて3年の期間で、グループホームや地域での生活に移行します。

◆ グループホーム

障害者がグループで、世話人と居宅で地域に密着して共同で生活する形態です。平成26年4月よりケアホームと一元化され、日常生活の相談・支援に加え、必要に応じて食事・入浴・排泄の介護も行われることになりました。

◆ 共生型

重症心身障害の方、知的障害の方、認知症高齢者の方が、一つ屋根の下で年齢や障害の内容・程度を超えて、地域との関わりの中で生きがいや役割を持ちながら豊かに暮らすことを目的とし、ケア（サポート）がついている住まいです。

※下宿、縁故宅、一人暮らし等

(3) 就労のために必要とされる力

就労のためには様々な力が生徒本人に身に付いている必要があります。保護者の皆様は、本人の能力や社会性などの状況を客観的に判断していただく必要があります。例えば全く問題なくできるのか、一定の援助があればできるのか、援助がなければ全くできないか、といった状況です。以下に、一般的に考えられる力についてあげていますが、何よりも必要なのは、本人を励まし、適正に評価する、家庭の支援です。本人の勤労意欲を高め職場が楽しいと感じさせるのも家庭での言葉掛け一つです。

取り組みは入学してすぐに始めても決して早くはありません。むしろ早めに取り組むことが必要です。

◆ 生活自立に関する力

- ア 洗面・更衣・排せつ・食事・入浴・洗濯等に関しては完全に一人でできる。
- イ 掃除や整理整頓ができる。
- ウ 身だしなみに気を配り、季節や状況に合わせた服装をすることができる。
- エ 時間を守ることができる。
- オ 体調不良やけがなどを訴えることができる。
- カ 自分の持ち物と他人の持ち物の区別ができる。

◆ 社会自立に関する力

- ア 安全に配慮して公共交通機関を利用することができる。
- イ 金銭管理や必要な買い物を一人でできる。
- ウ あいさつや返事、報告や質問をはじめとする適切なコミュニケーションをとることができる。
- エ 金融機関を利用することができる。
- オ 必要に応じて電話を利用したり、手紙などを書いたりすることができる。
- カ 社会のルールを守って行動することができる。

◆ 精神的自立に関する力

- ア けじめのある生活をするすることができる。
- イ 勤労の意欲を保持することができる。
- ウ 困難に立ち向かおうとする心をもち続けることができる。
- エ 落ち着いて仕事を続けることができるよう、自分の心を自分で安定させることができる。

◆ 職業的自立に関する力

- ア 意欲的に仕事に取り組むことができる。
- イ 飽きずに仕事に取り組むことができる。
- ウ 指示に従って仕事を行うことができる。
- エ 報告、質問を自分から行うことができる。
- オ 職業生活に必要な体力を保持することができる。

◆ 家庭のバックアップに関する力

- ア 職場との連携を適切に行うことができる。
- イ 職場で必要な物を準備することができる。(弁当など)
- ウ 職場に行きづらいときに、職場へ行きやすいように支援することができる。

(4) 就労援護制度

◆職場適応訓練制度◆

都道府県知事が事業所に委託して、その事業所において、身体障害者や知的障害者の方などに対し、能力に適した職種について訓練を行い、職場に対する心理的不安を除きながら技能を身に付け、作業環境に適応することを容易にさせることを目的とし、訓練終了後はその事業所に引き続き雇用されることを目的とする制度です。

＊この制度の利用は、療育手帳取得者に限ります。

＊期間中であっても、不適応及び就労困難、訓練しても採用に至らないと事業主が判断したときは、訓練を打ち切ったり、期間終了後不採用になったりすることもあります。

＊労災保険については、道において一括加入しており保障が受けられます。

訓練の内容

ア 訓練期間・・・原則として６ヶ月以内。ただし中小企業における訓練及び重度者は１年以内

イ 訓練時間・・・１ヶ月の訓練時間は原則として 170 時間とする

訓練費の支給

・本人へは 10 万円程度が支給されます。詳細は以下の通りです。

・賃金は支給されません

職場へは、訓練生の受け入れのため、月額 24,000 円（重度の障害者は 25,000 円）の職場適応訓練費が支給されます。

◆特定求職者雇用開発助成金◆

新たにハローワーク等の紹介により高年齢者、障害者等の就職が特に困難または、緊急支援者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主、65 歳以上の離職者を 1 年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

＊特に本人に対しての支給金はありませんが、会社の事業主に本人の給料の助成金として支給される制度です。これによって、障害者雇用を積極的に事業主が行える利点があり、学校では、職場開拓の際に事業主の方へ紹介しています。

＊支給率と支給期間

区分	規模	支給額	支給期間
軽度	大企業	50 万円	1 年
	中小企業	120 万円	2 年
重度	大企業	100 万円	1 年 6 ヶ月
	中小企業	240 万円	3 年

◆トライアル雇用◆

障害者試行雇用事業は、障害者に関する知識や雇用経験がないことから、障害者雇用をためらっている※事業所に、障害者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。

トライアル雇用実施期間・・・原則３ヶ月（初めて障害者を雇用するなど、一定の条件を満たす事業所には月額４万円支給されます。）

ただし、トライアル雇用期間を途中で中断させ、常用雇用に移行する場合はこの限りではありません。

＊３ヶ月後常用雇用に至らない＝契約期間満了による終了

＊契約期間中事業主の都合で中止した場合＝解雇扱い

トライアル期間中の雇用条件・・・事業主と障害者の間で通常の雇用契約を結ぶことになります。（賃金は事業主からもらうことになります。）

※事業所とは、福祉サービス事業所ではなく、一般の事業所です。

◆ジョブコーチ支援事業◆

障害者が職場適応できるように援助する就労支援の専門家を「ジョブコーチ」といいます。ジョブコーチ支援事業とは、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るものです。就労において不安がある場合は、地域の「就労・生活支援センター」へ相談することで、ジョブコーチ支援がふさわしいか検討してくれます。

ジョブコーチ

- ・配置型ジョブコーチ～北海道職業センター所属
- ・協力機関型ジョブコーチ～地域の社会福祉法人・特定非営利活動法人（ＮＰＯ）等の協力機関の所属（渡島檜山地区では、現在２名のジョブコーチの方が支援を行っています。）

支援期間

- ・標準 ２～４ヶ月（最長８ヶ月）

＊永続的に行われるものではありません。

それぞれの援護制度を利用するかどうか、どの制度を利用するのか判断するのは、あくまでも事業主であり、本人や保護者が決めるものではありません。

3 就労に関する諸機関

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所（以下職安）は、職業安定法に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険、その他、安定法の目的を達成し、必要な事項を行うために設置された機関です。障害者に関することでは職業指導などを行うほか、特に専門的な援助が必要な人には障害者職業センターとの連携の基に職業指導を行っています。このため、障害者担当の窓口があり専門官が配置されています。

学校は、職安と連携のもとに職場開拓を行っています。

具体的には、職業相談、職場開拓、就職にあたっての手続き、助成措置に関わる手続きなどを協力のもと行っています。

公共職業安定所ごとに管轄地域が決められており、本校は函館公共職業安定所の管轄になっています。さらに生徒の出身地の職業安定所とも連絡を取りながら、卒業後の一般就労に向けて連携を図っています。

(2) 障害者職業センター

「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づき設置されており、調査研究などを行っている障害者職業総合センター（千葉）、身体障害者を対象とした広域障害者職業センター（埼玉、岡山、福岡）、そして各都道府県に1カ所ずつ地域障害者職業センターの3種類があります。

北海道の場合は、札幌市にあり（支所は旭川市）、障害者に対しては職業評価、職業リハビリテーション、カウンセリング、職業準備訓練、職業講習、職域開発援助事業、職場適応、雇用対策上の知的障害者の判定などを行っています。専門職のカウンセラーが中心になって、業務を展開しています。また、事業主に対しては、障害者の雇用・管理に関する援助を行っています。

本校の卒業生も離職に伴い、再就職を目指しての相談で利用することがあります。

具体的な業務内容は、次のとおりです。

ア 厚生労働省としての重度判定

職業適性検査（GATB器具検査）、社会能力調査を行い、雇用対策上の重度に該当するかどうか判定を行ってもらっています。これは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条、第4号、第5号に規定されています。

本校では、3年生の10月にカウンセラーに来校してもらい判定をうけています。

イ 職業評価

必要に応じて職業適性検査や、その他、様々な職業評価法を活用しつつ、職業能力や適性などを評価し、職業リハビリテーション計画を策定します。職務試行法では、実際の職場で3週間の実習を行い、仕事の適性を検査します。

ウ 職域開発援助事業

民間の事業所で生活支援パートナーと技術支援パートナーの援助を受けながら、数ヶ月間実際に勤務する体験をとおして、職業全般にわたる指導・援助を行います。

エ 職業準備訓練

センター内のワークトレーニング社（模擬工場）に通い、作業をとおして働く意欲、体力、耐性、危険への回避などの労働習慣を体得させます。年4回（1期から4期）あり、期間は、約8週間です。定員は10名から15名程度です。

オ 職場適応指導

必要に応じた就職先を訪問し、職業生活の安定と充実に向けて相談援助を行います。

カ 職業リハビリテーションカウンセリング

障害者のための職業に関する相談や情報提供を行います。

キ 職業講習

○ A 講習、職業準備講習（職業講話、事業所見学）を行います。

所在地

北海道障害者職業センター

〒001-0024 札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザビル5F

電話 011-747-8231

北海道障害者職業センター旭川支所

〒070-0034 旭川市4条通り8丁目右1号 ツジビル5F

電話 0166-26-8231

(3) 労働基準監督署

労働者保護を基本とする労働基準法や最低賃金法の実施を監督する機関です。厚生労働省管轄で各都道府県に労働基準局が置かれ、傘下に労働基準監督署が置かれています。障害者が就労し雇用契約を結ぶ際に、労働者の権利として最低賃金を下回らない賃金で雇用契約を結ぶことは当然のことですが、その稼働能力から最低賃金を下回る場合に、事業所は「最低賃金の摘要除外許可申請」を労働基準監督署に提出しなければなりません。労働基準監督署では、具体的な作業内容、作業能力の度合いなどの実地調査を行い、許可・不許可の決定をします。

なお、**北海道の最低賃金は、現在 835 円**です。社会の情勢に応じて、変動しますのでその都度、確認が必要になります。＜金額は平成30年10月1日発効＞

(4) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者の雇用の促進と職業の安定に関わる事業を行っています。

具体的な内容は次のとおりです。

ア 障害者職業センターの設置運営業務及び障害者職業能力開発校の運営業務

イ 障害者雇用納付金制度による雇用納付金の徴収並びに雇用調整金、報償金及び助成金の支給

ウ 事業主に対する助言・指導や、障害者の雇用管理研修の開催

エ 会員、事業主に対する障害者の雇用に関する技術的事項についての指導や援助

オ 身体障害者の技能に関する競技大会（アビリンピック）の開催

カ 雇用及び職業リハビリテーションに関する調査研究及び広報、啓発などがあります。

北海道高齢・障害者雇用支援センター

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号 北海道職業訓練支援センター内

電話 011-622-3351

4 進学について

(1) 主な進学先

進学先	所在地	学習・訓練の内容	備考
北海道障害者職業能力開発校	砂川市	総合実務科 ・ 集団生活及び共同作業などを通じ、労働意欲・作業能力・適応能力を養う。	訓練期間 1 年 定員 20 名 ・ 寄宿舍併設
北海道はまなす食品 能力開発センター	北広島市	食品加工科 ・ 包装食品製造を訓練科目とし、基本的な生活習慣及び労働習慣を体得させるとともに、企業で必要な知識・技術を付与する。	訓練期間 1 年 定員 10 名 ・ 北広島市、札幌市内の宿泊型自立訓練やグループホームから通学可能。
北海道立函館高等技術専門学院	函館市	販売実務科 ・ 障がい者の就労を支援するために、一般校において知的障害者を対象とした「販売実務科」の職業訓練を展開している。	訓練期間 1 年 定員 10 名
北海道立旭川高等技術専門学院	旭川市	介護アシスト科 ・ 介護に関する知識や技能、基本的な労働習慣や社会的マナーを習得し、介護員としての就職を目指す。	訓練期間 1 年 定員 10 名 ・ 旭川市内のグループホームや下宿から通学可能
池上グローバルアカデミー専門学校	札幌市	キャリアスキルコース・ベーシックコミュニケーションコース	2 年制
YMCA 英語・スポーツ専門学校	札幌市	社会人準備コース	2 年制

(2) 北海道障害者職業能力開発校 短期課程（総合実務科）

障害者職業能力開発校は、職業能力開発促進法に基づき、国が設置し、北海道が委託を受けて運営する職業能力開発施設で、障害のある方々に、その適性に応じた職種についての知識や技能・技術者を養成することを目的としています。

ア 対象者（次のいずれにも該当する方）

一般求職者等（新規中学校卒業者を含む）の方。

療育手帳の交付を受けている方、または公的機関の判定を受けている方。

イ 手続き

応募の手続きに関する書類は公共職業安定所にあります。

提出する前に公共職業安定所で書類の確認を受ける必要があります。

書類の提出先は、北海道障害者職業能力開発校です。

※公共職業安定所では障害者手帳または障害者であることを証明する書類が必要です。

ウ 訓練内容

基本的な生活習慣を身に付け、自立した生活を送るための社会適応能力を養います。

職場適応能力を養うための知識と技能を流通販売・介護・ものづくりの3つのコースに分かれて学びます。

エ その他

入校前適性相談を行っています。(7月～3月)

授業料は無料です。(教科書・道具・実習服等の経費はかかります)

雇用保険対象者以外の方で、職業安定所長の受講指示を受けた方には職業訓練手当が支給されます。

寄宿舎を併設しています。(月額 48,000 円程度かかります)

(3) 北海道はまなす食品 能力開発センター

北海道はまなす食品株式会社は、障害者の雇用促進と知的障害者の職業自立支援のため北海道が呼びかけ、コープさっぽろをはじめ札幌市、北広島市など近隣地方自治体や道内主要の金融機関、企業が出資し設立された第3セクター企業です。このはまなす食品が、札幌高等技術専門学院からの委託訓練として、知的障害者向けに能力開発センターを持っています。

ア 対象者 (次の全ての条件を満たしている方)

年齢はおおむね 25 歳までで、療育手帳を保持していること (療育手帳申請中を含む)。

身辺処理が確立しており、自立通所ができること。

健康であって、伝染性疾患をもたないこと。

訓練受講に関し、保護者の理解と協力が得られること。

イ 手続き

最寄りの公共職業安定所に受講を申し込み、職業相談を受けてください。

(公共職業安定所の指示により、職業センター等で能力評価を受けていただきます)

職業安定所で適当と認められた方は入学願書を提出してください。

ウ 訓練内容

就業に必要な職業人としての基礎学力、社会性、道德性の指導。

食品加工の基礎知識の指導。

安全衛生の知識と基本実技の指導。

食品加工の基本と応用実技の指導。

エ その他

授業料は無料です。(経費として教材費・昼食代等がかかります)。

訓練は原則として自宅からの通所としますが、自宅から離れて通所する場合には、宿泊型自立訓練やグループホーム等を確保いたします。

雇用保険対象者以外の方で、職業安定所長の受講指示を受けた方には職業訓練手当が支給されます。

(4) 北海道立函館高等技術専門学院 販売実務科

北海道立函館高等技術専門学院は、小売店等における商品管理、物流作業、接客等に関する基礎的な知識・技能を習得することにより販売実務職としての就職を目指しています。また、基礎学力を向上させ、販売実務職に必要な照合作業や帳票処理、文書事務およびパソコンの操作等を学びます。さらに、社会や職場に必要な基本的ルールやマナーを学びます。

ア 対象者（次のいずれにも該当する方）

（１）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 1 号に規定する知的障がい者であって、公共職業安定所求職申し込みを行っている方。

（２）公共職業安定所長の受講指示または受講推薦等を受けられる方。

※入校を希望する方は、最寄りの公共職業安定所にご相談の上応募手続きをしてください。

イ 手続き

最寄りの公共職業安定所でご相談の上、公共職業安定所に願書を提出し応募手続きをしてください。

ウ 訓練内容

事務用工具・機器および清掃用具等の使い方や入荷・出荷作業、商品陳列等の補助業務を学びます。

また、就業現場での体験を通じた職業実習において、学科や実技で習得した知識・技能を実践したり、職場での作業や基本ルールを学びます。

エ その他

入学検定料、入学料および授業料は無料です。ただし、実習服・手工具・行事費・災害保険等の経費は自己負担となります（年間約 2 万円程度）。また、訓練を受講される方が、一定の要件を満たす場合は訓練手当等が支給されます。

(5) 北海道立旭川高等技術専門学院

地域の一般校を活用して知的障がいのある方が職業訓練を受けることで、仕事に就くために必要な技能を習得するとともに、労働習慣や社会マナー等の社会適応のスキルを身につけることで就業の促進を図り、自立を促すことを目的としています。

ア 対象者（次の全ての条件を満たしている方）

公共職業安定所に求職申し込みを行っている方

公共職業安定所の受講推薦・受講指示または支援指示を受けた方

療育手帳を所持または知的障がい者判定機関の判定を受けている方

イ 手続き

公共職業安定所に応募書類を提出します。

ウ 訓練内容

介護に関する知識や技能の指導。

基本的な労働習慣や社会的マナーに関する指導。

他の職種にも対応できるよう、清掃やクリーニング等の基本的技能の習得も目指す。

エ その他

授業料は無料です。(経費として教材費・保険料などががかかります。)

自宅から離れて通学する場合には、宿泊型自立訓練やグループホーム等で生活します。

雇用保険対象者以外の方で、職業安定所長の受講指示を受けた方には職業訓練手当が支給されます。

(6) 池上グローバルアカデミー専門学校

社会人としてのスキルを身につけるためのコースです

(7) Y M C A 英語・スポーツ専門学校

社会人としてのスキルを身につけるためのコースです。

※専門学校については、費用がかさむことと、卒業後の進路については自己責任によるところが大きいところも考慮した上で進めていく必要がある。

5 福祉行政関係について

(1) 知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法に基づき、知的障害者（18 歳以上）やその家族からの様々な相談に応じ医学的、心理学的及び職能的観点から検査・判定を行うとともに必要な指導、助言を行っています。

主な業務は次のとおりです。

ア 判定業務

イ 施設への入所相談

ウ その他の相談（就労・法律・金銭・生活面・福祉サービス・医療制度など）

北海道立心身障害者総合相談所

〒 064-0944 札幌市中央区円山西町 2 丁目 1-1

TEL 011-613-5401

※巡回相談も行っています。

(2) 児童相談所

児童福祉法に基づき都道府県・政令指定都市に設置されています。18 歳未満の児童の相談に応じています。

主な業務は次のとおりです。

ア 児童の養育に関する相談

イ 非行の相談

ウ 障害についての相談

エ 児童福祉施設への入所、里親への委託などの措置、児童の一時緊急保護

オ 障害の程度の判定、療育相談及び通所指導、検査などの地域における療育システムの中心的存在としての活動

北海道函館児童相談所 〒040-8552 函館市中島町 37-8 TEL 0138-54-4152

北海道室蘭児童相談所 〒050-0082 室蘭市寿町 1 丁目 6 番 12 TEL 0143-44-4152

(3) 福祉事務所

社会福祉事業法に基づき、社会福祉行政の第一線機関として生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子福祉法に定められ育成または、更生の措置を主たる業務としています。都道府県、政令指定都市、特別区、市には設置義務がありますが、町村には任意設置です。所管は市役所（各福祉担当部門）町村は各支庁（社会福祉課）各地域での社会福祉の中心の機関としてあらゆる相談に応じ、家庭児童相談室も設けられています。各福祉事務所には、知的障害者福祉司がいます。知的障害者やその家族からの相談に応じ実情把握、調査、助言指導及び施設入所の措置を行っています。施設入所については、必ず福祉事務所を通じて手続きを行います。また、療育手帳の交付も行っています。

主な業務は次のとおりです。

- ア 心身障害児・者に対する療育相談及び指導
- イ 身体障害者手帳及び療育手帳の交付
- ウ 在宅重度心身障害児・者の緊急保護
- エ 家庭奉仕員の派遣
- オ 補装具や日常生活用具の給付、貸与及び修理
- カ 重度医療及び更生医療の給付
- キ 身体障害者及び知的障害者相談員の委託
- ク 手話通訳者の派遣
- ケ 心身障害者の公営住宅への入居
- コ 知的障害者の職親委託
- サ 乗用自動車購入資金及び運転技術取得貸付
- シ 特別児童扶養手当の支給
- ス 介護手当の支給
- セ 心身障害児・者扶養共済制度への加入
- ソ 生活保護の支給
- タ 世帯更生資金の貸付
- チ 心身障害児・者に対する税の減免に係わる証明
- ツ 心身障害児（15歳以上の成人施設利用）・者の施設への援護措置

6 療育手帳について

(1) 療育手帳の概要

知的障害児(者)に対して一貫した指導相談を行うとともに各種の援助措置を受けやすくするために設けられた制度です。

厚生労働省の通知に基づいて都道府県、政令指定都市ごとに手帳が交付され、北海道の場合は障害の程度に応じて、「A」「B」の療育手帳が交付されています。

申請や問い合わせは市の福祉事務所、または町村役場の福祉課で行ってください。その際 18歳未満であれば、各児童相談所、18歳以上であれば、北海道立心身障害者総合相談所 (札幌市) で手続きを行います。

また、原則として2年(実際には、18歳未満であれば2～5年、18歳以上であれば10年)に1度再判定を受けることになっています。

(2) 療育手帳の交付等について

ア 療育手帳の申請	(ア) 写真1枚(縦4cm×横3cm)上半身無帽 (イ) 印鑑
イ 手帳の再交付	(ア) 写真1枚(縦4cm×横3cm)上半身無帽 (イ) 印鑑 (ウ) 療育手帳
ウ 住所、氏名、保護者の変更	(ア) 印鑑 (イ) 療育手帳
エ 手帳の返還	(ア) 印鑑 (イ) 療育手帳

(3) 療育手帳を活用するケース

ア 特別児童扶養手当の申請

イ 障害児福祉手当の申請

ウ 心身障害者扶養共済制度

エ 医療費助成、諸手当の申請

オ 国税、地方税、自動車税、相続税などの控除及減免税

カ 公営住宅の優先入居

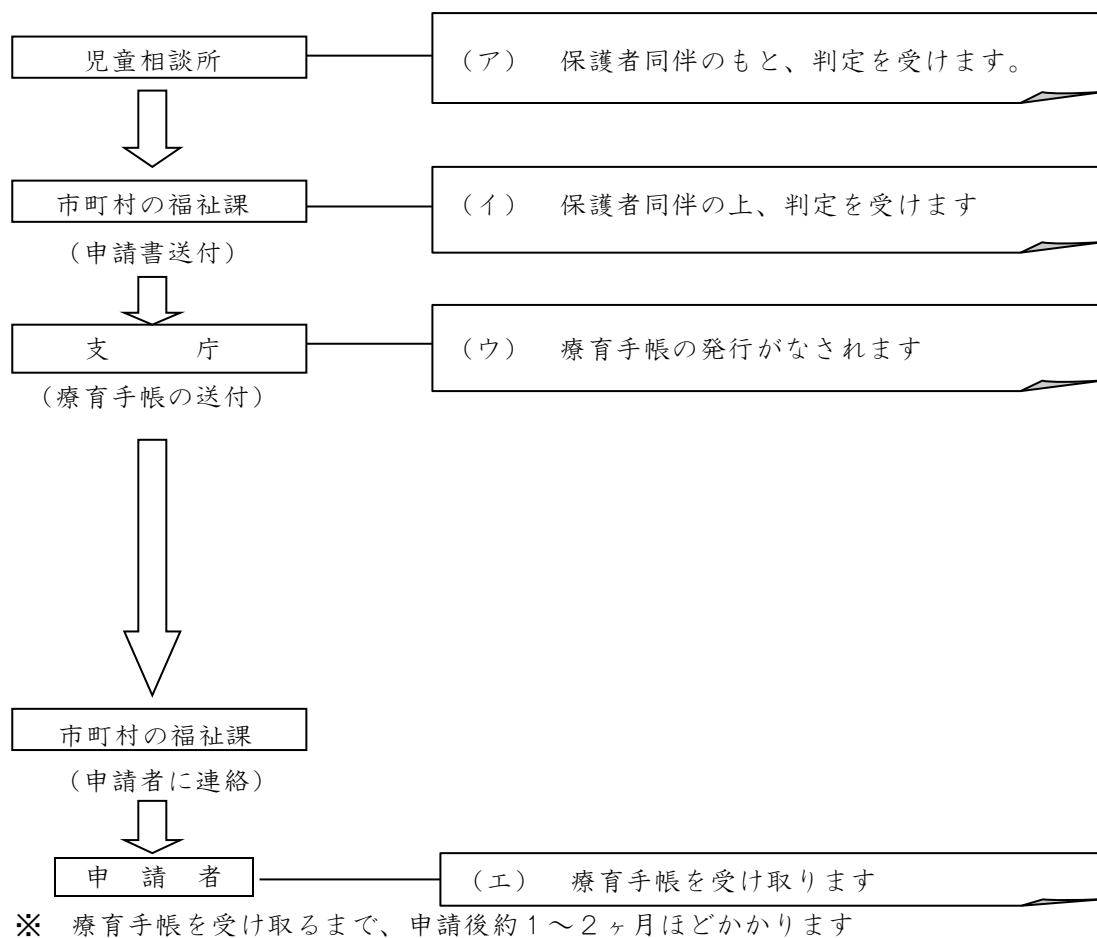
キ NHK受信料の免除

ク 諸交通機関の割引(バス、ハイヤー、航空機、フェリー、JRなど)

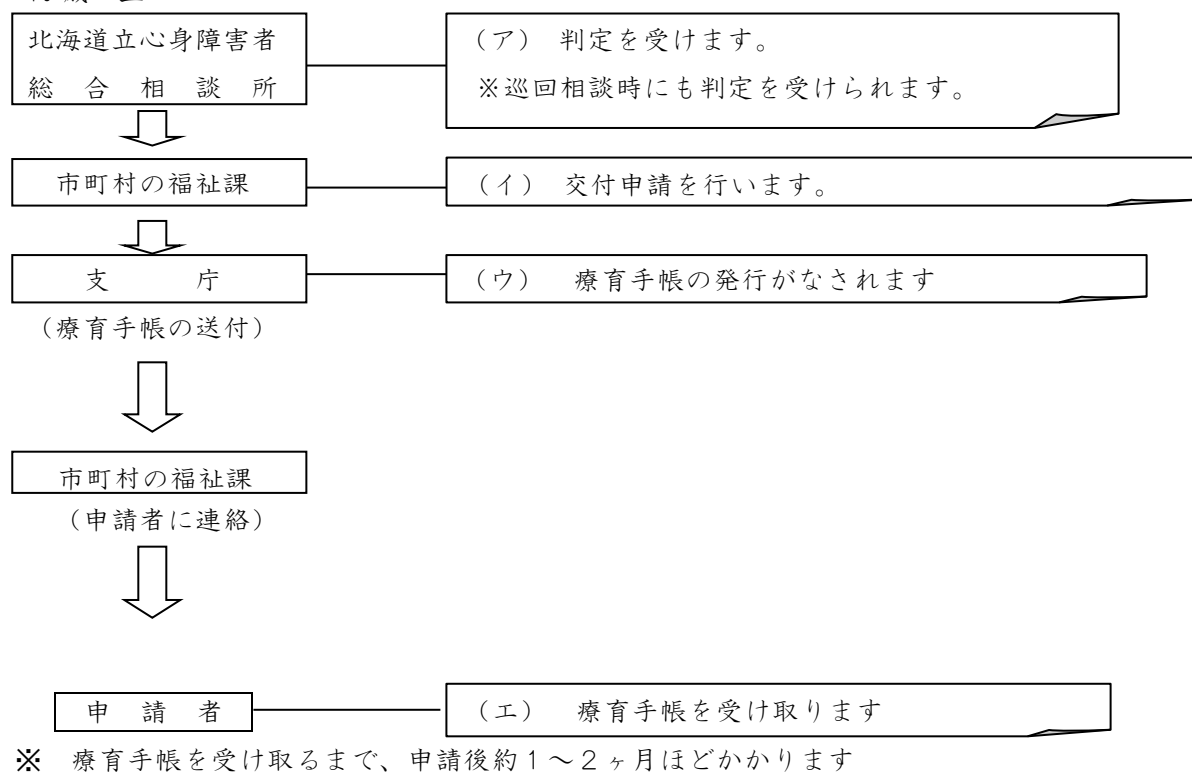
ケ 公共施設の減免または割引

(4) 療育手帳が交付されるまで

ア 18 歳未満



イ 18 歳以上



7 各種手当、障害基礎年金について

(1) 特別児童扶養手当

ア 受給資格

20 歳未満の在宅で身体または精神（知的）に障害のある 20 歳未満の児童・生徒と同居して養育している父母等に手当が支給されます。ただし①児童が施設に入所している場合 ②障害を理由とする年金を受給している場合 ③扶養義務者の前年度の所得が限度額以上の場合は支給されません。

イ 支給額

対象児童の障害の程度と人数により支給額が異なります。

ウ 請求手続き

請求先：市町村福祉課

書類等：①認定請求書 ②請求者と対象障害児の戸籍謄（抄）本 ③世帯全員の住民票の写し
④診断書（身体障害者手帳や療育手帳があると省略できる場合がある） ⑤印鑑
⑥請求者名義の通帳 ⑦その他（福祉課に問い合わせる）

(2) 障害基礎年金

ア 受給資格

知的障害者の場合は、無拠出（年金を納める必要がなく逆に受け取る）の制度として 20 歳から年金が支給されます。一般的には、特別児童扶養手当の対象になっていれば年金受給者に該当します。なお、20 歳になり年金の申請を行っても、受給できないことがあります。その場合、受給できないことがわかった時点で、国民年金に加入しなければなりません。就労している場合は事業所で加入する厚生年金にも強制加入になります。

※ 障害者基礎年金申請を行っても申請者の状況によって受給者になれない場合があります。

※ 対象者に扶養親族がいない場合は以下の通りです。

（ア） 年間の所得が 4,621,000 円以上～支給されない

（イ） 年間の所得が 3,604,000 円未満～全額支給

（ウ） 年間の所得が（ア）と（イ）の間の場合～半額支給

※ 扶養者がいる場合は人数に応じて制限額が上がります。

イ 支給額

生活上必要な介護の程度を基本に等級を決定します。1 級は全面的に介護が必要な者、2 級は相当程度介護が必要になる者となっています。

1 級（重度）年額 974,125（月額約 81,177 円）

2 級（軽度）年額 779,300（月額 64,941 円）

ウ 請求手続き

請求先：各市町村の年金課窓口

書類等：①年金請求書 ②医師の診断書 ③病歴状況申立書 ④就労状況確認書
⑤所得証明書 ⑥戸籍謄本 ⑦療育手帳のコピー ⑧通帳 ⑨印鑑

(3) 障害者扶養共済制度

ア 概要

障害者を扶養している方が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、万一死亡又は重度の障害となった場合、残された障害者に一定額の年金を支給する制度です。

イ 掛け金

1口につき、月額 9,300 円から 23,300 円（加入年齢により掛金が違う）障害のある方一人につき、2口まで加入できます。減免制度があります。

ウ 年金額

1口につき、20,000 円（2口まで）

エ 窓口、手続き

市町村役場福祉課

(4) 生活保護

ア 概要

日本国憲法第25条に規定される理念に基づき、国が困窮に対し必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するため生活保護法に基づき実施されている制度です。保護基準に基づき保護費が支給され税金などの減免を受けることができます。扶助の種類は、「生活」「教育」「医療」「出産」「生業」「葬祭」の6種類です。

イ 窓口、手続き

市町村役場福祉課

8 本校における卒業支援について

(1) 卒業支援の意義

本校の卒業生が職業生活・社会生活を通して自己実現を果たしていくには、本人の努力と周囲の支える力が長期にわたって必要不可欠です。特に、近年の障害者を取りまく経済状況は厳しいものがあり、地域生活や就労生活を続けるには、よりきめ細かな支援が重要であると思われます。また、進路指導を考える上では卒業生の実態を把握し、様々な問題点を在校生の教育にフィードバックすることが重要であり、さらに卒業生が職業生活や社会生活に適応していくことは、在校生の進路先開拓に良い影響をもたらす、進路先開拓をスムーズに行うことができると考えられます。

以上のことから、卒業生個々の実態を把握し、家庭との連携の中で社会自立に向けての支援を組織的、計画的に全職員協力して行う必要がありますが、その内容は多岐にわたるものであり、学校で行う卒業支援には限界があります。そこで、労働、福祉、社会教育、地域社会等関係機関への啓発を図りながら、連携を密にして、一定の年限または生涯にわたるアフターケアが行われるよう関係機関に働きかけることが、卒業支援を推進する上で重要な課題となります。

(2) 卒業支援の目標

卒業生が地域社会の一員として生活し、就労（一般・福祉的就労）できるよう、在学中からの指導を継続するとともに、次のように卒業支援を行います。

ア 生活自立

社会生活における基本的な生活習慣を確立し、地域社会の中で生活しようとする意欲を育てます。

イ 精神的自立

身の回りの問題を解決し、自分の生活をより豊かにするために目標をもって生活しようとする気持ちを育てます。

ウ 職業的自立

仕事をもつことで、人間としての幅を広げ、自己を成長させていこうとする気持ちを育てます。

エ 経済的自立

収入に応じた生活をし、お金の支出を計画的に考えられる力を育てます。

(3) 卒業支援に関する内容

ア 生活自立

(ア) 社会生活における基本的な生活習慣を確立し、地域社会の中で生活しようとする意欲や態度を育てます。

(イ) 社会人としての生活行動ができる能力を育てます。

(ウ) 自分のことは自分で解決していこうとする気持ちを育てます。

- (エ) まわりの人と協力して生活していこうとする気持ちを育てます。
- (オ) 安全や健康管理を考えて行動していこうとする気持ちを育てます。
- (カ) 独立して生活しようとする気持ちを育てます。(下宿、アパート等の利用も視野に入れる)

イ 精神的自立

- (ア) 身の回りの問題を解決し、自分の生活をより豊かにするために目標をもって生活していこうとする気持ちを育てます。
- (イ) 独立して生活しようとする気持ちを育てます。
- (ウ) 自分の能力や特徴を理解して行動する力を育てます。
- (エ) 感情をコントロールして生活する力を育てます。
- (オ) 困難に打ち勝つたくましさを育てます。
- (カ) 問題を解決しようとする気持ちを育てます。
- (キ) 目標をもって、生活をより豊かにしようとする気持ちを育てます。
- (ク) 余暇を楽しく過ごそうとする気持ちを育てます。

ウ 職業的自立

- (ア) 仕事をもつことで、人間としての幅を広げ、自己を成長させようとする気持ちを育てます。
- (イ) 継続して働こうとする気持ちを育てます。
- (ウ) 意欲的に働こうとする気持ちを育てます。
- (エ) 就労し、積極的に仕事を覚えようとする気持ちを育てます。
- (オ) 職場に定着できるように努力する気持ちを育てます。
- (カ) 職業人としての責任と自覚を育てます。

エ 経済的自立

- (ア) お金を大切にする気持ちを育てます。
- (イ) 収入に応じた生活をしようとする気持ちを育てます。
- (ウ) 計画的に金銭の支出を考える力を育てます。
- (エ) 安定した収入を得て、その範囲内で生活しようとする力を育てます。

(4) 卒後支援の方針

- ア 卒後支援は原則として卒業後3年間を目途として行いますが、長期的な卒後支援の充実にも努めます。
- イ 全職員の協力を得て、卒後支援の計画・実施が適切に行われるよう努めます。
- ウ 卒業生の実態を的確に把握し、訪問・招集・文書等で社会人として必要な心や態度を育てるよう努めます。
- エ 家庭・職場・施設・地域社会・関係機関等との連携と協力を深め、卒業生の社会参加・社会自立が促進されるよう啓蒙を図ります。
- オ 卒業生の実態調査・現況報告・事例報告等を計画的に実施し、在校生の進路指導に役立てるた

めの情報提供を積極的に行います。

卒後支援は、卒業生、保護者、職場・施設等、個々の進路方向と対象によって異なりますが、大まかな全体計画は次の通りになります。

月	同窓会	訪問
4		卒業後3年間は、施設、事業所へ訪問します。 その後は、必要に応じて行います。
5	同窓会役員会	
6	同窓会だより（びりかだより）、同窓会役員会 地区別同窓会（今金地区）	
7	同窓会役員会	
8		
9	同窓会だより（びりかだより）、同窓会役員会 地区別同窓会（江差地区）	
10	地区別同窓会（函館地区）、同窓会役員会	
11	同窓会役員会、 同窓会一泊旅行、同窓会総会	
12	同窓会だより（びりかだより）、同窓会役員会	
1		
2	同窓会役員会	
3	同窓会入会式 同窓会だより（びりかだより）	

（５）卒後支援の方法と内容

目標達成のため、本校では主として、訪問による支援、同窓会や卒後支援会による卒後支援を進めています。問題点を的確に把握し、速やかに対処するよう努めています。

ア 訪問による指導

（ア）訪問目的

- α 卒業生の現況把握をします。（仕事、対人関係、生活面、待遇、職場環境ほか）
- β 問題点への対処・指導等を行います。
- γ 事業主への啓蒙を行います。

（イ）訪問回数と方法

- α 卒業後3年間は、施設や事業所へ訪問します。
- β 必要に応じて訪問を行います。

（問題が生じた場合や職場、福祉サービス事業所等から要請があったときは、速やかに訪問します。）

- γ 各種援護制度の終了が近くなったら、その後の結果を確認するための職場訪問を行います。

d 電話等で緊密な連絡を取りながら、必要に応じ家庭訪問を行います。

(生活指導が特に必要な場合は、夜間や休日の訪問を行います。)

イ 同窓会

(ア) 目的

会員相互の親睦と文化的教養の向上をはかるとともに、母校の発展に協力することを目的としています。

(イ) 運営方法

地区別に同窓会を開催し、親睦や交流を通して同窓意識を高めることを目的に行います。

(ウ) 同窓会一泊旅行

同窓生との仲間意識を高め、様々な活動や交流する中で親睦を深めることを目的に学校祭前日に一泊旅行を行います。会場や参加資格は、同窓会だより(びりかだより)等で案内します。なお、保護者の方々の参加も歓迎しています。

(エ) 同窓会総会

卒業生全員を対象としており、学校祭当日に開催しています。仲間意識を高めるとともに現況を報告し、下記の内容で行います。

(a) 役員の選出

(b) 事業の計画

(c) 親睦と交流

(オ) 同窓会入会式

卒業式の特別日課の学習内容として、同窓会役員の参加の中で行います。

(カ) 同窓会だより(びりかだより)

卒業生の様子や学校の様子を知らせるとともに、社会人として必要な常識、マナー等に関する情報を載せ、生活に役立てもらっています。卒業後3年間と希望する卒業生に年6回発行しています。

9 北海道今金高等養護学校 進路指導振興会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「北海道今金高等養護学校 進路指導振興会」と称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、北海道今金高等養護学校生徒の進路・卒後指導の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 進路指導への協力
- (2) 卒後指導への協力
- (3) P T A 活動への協力
- (4) その他、本会の目的達成に資する事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員によって構成する。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者及びこれに代わる者で、趣旨の賛同する者。
- (2) その他、この会の趣旨に賛同する者。

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 3名
- (4) 監査 2名
- (5) 会計 1名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 事務局員 若干名

(顧問)

第6条 本会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の推挙により役員会で承認された者とする。
- 3 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じ、意見を述べ、協力する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員選出)

第8条 本会の役員は、次の方法によって決めるものとする。

- (1) 会長、副会長、理事、監査はP T Aのそれぞれの役員があたる。
- (2) 事務局長は、教頭をもって充てる。
- (3) 事務局員は、進路指導担当教員をもって充てる。
- 2 任期途中に、役員に変更が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会の運営を司り、諸会議の司会をする。
- (2) 副会長は、会と湯を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、この会の事業等の会務を企画・審議する。
- (4) 監査は、業務及び会計の監査をする。
- (5) 会計は、会の出納事務を行う。

- (6) 事務局長は、会務の連絡調整にあたる。
- (7) 事務局員は、事務局長の下、会務の整理、資料の作成等にあたる。

(総 会)

- 第 10 条 総会は、本会の決議機関で、定期総会と臨時総会に分ける。
- 2 定期総会は、年度始めに開き、事業の大綱、予算、決算の審議並びに役員などを決める。
 - 3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(役員会)

- 第 11 条 役員会は、会長が招集し総会の決議事項の執行、その他、必要事項を協議し、執行する。

(会 計)

- 第 12 条 本会の会計は、次の通りとする。
- (1) 本会の経費は、会費等を持って充てる。
 - (2) 会費等及び徴収方法は、総会に決議による。
 - (3) 会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(改 正)

- 第 13 条 本会の会則は、総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

(細 則)

- 第 14 条 本会の運営に関し、必要な細則は、役員会の議を経て定めることができる。

(附 則)

- 第 15 条 本会の会則は、平成9年5月1日から施行する。
平成29年4月1日一部改正

細則1号 (会費等の額及び徴収方法)

- (1) 本会の会費は、月額1,000円とする。
- (2) 会費の納入は、2期に分け、4～9月分(前期分)は定期総会後の指定日に納入し、10～3月分(後期分)は、第2学期の指定日に納入するものとする。
- (3) 中途の転出入会員については、月割りで納入又は返納するものとする。
- (4) 卒業後の支援活動(広報誌の郵送を含む)は、卒業後3年間を基本として無償で実施する。
卒業後4年目以降も引き続き支援継続を希望する卒業生は、改めて3,000円を納入するものとする。
- (5) 本校卒業生が死亡した時は、同窓会に代わり弔慰金5,000円又は弔電を遺族等に対して送り弔意を表する。その他進路先に係る慶弔事案等については、その都度、役員による協議の上実施するものとする。
- (6) 本会の資産は、第2条の目的の他に使用してはならない。

10 北海道今金高等養護学校 同窓会会則

<名称及び事務局>

第1条 この会は、「北海道今金高等養護学校同窓会」と称し、事務局を北海道今金高等養護学校に置く。

<目的>

第2条 この会は、会員相互の親睦と文化的教養の向上を図るとともに、母校の発展に協力することを目的とする。

<組織>

第3条 この会は、次の会員をもって組織する。

- 1 「正会員」
北海道今金高等養護学校卒業生
- 2 「特別会員」
北海道今金高等養護学校卒業生の保護者
北海道今金高等養護学校の職員及び旧職員

<役員>

第4条 この会の運営のため、下記の役員を置く。

- 1 次の役員を事務局と現役員が相談の上選出し、総会で決定する。
会長1名
副会長2名
監事長1名
監事1名
卒業年度幹事3名<卒業後1年目、2年目、3年目の幹事>
事務局長1名（教頭先生）
事務局員若干名（進路指導部職員）
- 2 任期は、会長、副会長、監事長、監事は1年、卒業年度幹事は3年とする（卒業後4年目に任期を終了とする）。

<役員の仕事>

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

会長は、この会を代表し、会務を掌る。
副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理を行う。
監事長は、この会の業務を監査する。
監事は、監事長を補佐し、監事長不在の時は、その代理を行う。
卒業年度幹事は、同窓会親睦行事の運営を担当する。
事務局長は、この会の会務を遂行する。
事務局員は、この会の実務を遂行する。

<事業>

第6条 この会の事業として、次の事業を行う。

年1回総会を開く。特別の時は臨時総会を開く。
「進路指導振興会」と連携し、青年学級や卒業生一泊旅行の運営を行う。

<会費>

第7条 会費は、当面の間徴収しない。但し、今後同窓会事業の拡大などに伴い会費の徴収が必要になった場合は、役員会で協議の上、総会に提案する。

<会則の改正等>

第8条 この会則は、総会で出席者の過半数によって改正することができる。

第9条 住所又は姓名の変更、異動等があった会員は、事務局に連絡する。

附則

1. この会則は、平成12年3月10日から施行する。
2. この会則は、平成15年12月7日に一部改正し、同日より施行する。
3. この会則は、平成22年11月21日に一部改正し、同日より施行する。
4. この会則は、平成26年11月16日に一部改正し、同日より施行する。
5. この会則は、平成28年11月20日に一部改正し、同日より施行する。

V 資 料

1 障害福祉サービス・関係機関について

(1) 地域の相談機関について

・障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

【道南圏】

道南しょうがい者就業・生活支援センター すてっぷ

〒041-0802 函館市石川町41番3

TEL:(0138) 34-7177

【胆振日高圏域】

胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ

〒052-0014 伊達市舟岡町334-9 あい・ぶらざ1階

TEL:(0142) 82-3930

(2) 障害者総合相談支援センター

・障害のある方が地域で安心して生活できるよう、年齢、障害種別を超えて総合的な相談支援を行います。生活全般にわたり、必要なサービスを適切に利用できるように支援します。

【渡島地域】

渡島圏域障害者総合相談支援センター めい

〒041-0806 函館市美原5丁目21番20号

TEL:(0138) 47-3046

【檜山地域】

北渡島圏域・南檜山圏域相談支援事業所 相談室ひかり

〒049-4308 今金町字今金412番地の20

TEL:(0137) 82-2510

【胆振地域】

胆振圏域障がい者総合相談支援室 るびなす

〒052-0014 伊達市舟岡町334番地9 あい・ぶらざ1F

TEL:(0142) 22-3200

【伊達市】

伊達市障がい者総合相談支援室 「あい」

〒052-0014 伊達市舟岡町334番地9 あい・ぶらざ1F

TEL:(0142) 25-3838

【室蘭市】

室蘭市障がい者総合相談支援室 「げんせん」

〒051-0004 室蘭市母恋北町1丁目4番2号

TEL:(0138) 47-3046

(3) 相談支援事業所

・サービス等利用計画(案)を作成する際にも利用します。

【今金町】

指定特定相談支援事業所 ひかり

〒049-4308 瀬棚郡今金町字今金 412 番地の 20

TEL:(0137)82-2510

【函館地区】

障害者生活支援センター ぱすてる

〒041-0802 函館市石川町 90 番 7 号

TEL:(0138)34-2611

相談支援事業所 一条

〒041-0851 函館市本通 2 丁目 32 番 1 号 ケアプラザ 新函館よいあすセンター

TEL:(0138)32-5533

指定特定相談支援事業所 あとりえ

〒040-0073 函館市宮前町 3 番 6 号

TEL:(0138)45-8881

【北斗市】

アシスト・ほくと

〒049-0121 北斗市久根別 1 丁目 7 番 10 号

TEL:(0138)84-6681

【七飯町】

相談支援センター エブリディ

〒041-1111 亀田郡七飯町本町 4 丁目 20 番 2 号

TEL:(0138)65-7041

福祉相談事業所 かがりの杜

〒041-1104 亀田郡七飯町上藤城 302 番地の 11

TEL:(0138)83-2427

【八雲町】

指定特定相談支援事業所 のどか

〒049-3117 二海郡八雲町栄町 20 番地 5

TEL:(0137)62-3300

【江差町】

あすなろ相談支援センター

〒043-0043 檜山郡江差町字本町 105-1 新地センター内

TEL:(0139)56-1788

【上ノ国町】

相談支援事業所 そよかせ

〒049-0601 檜山郡上ノ国町字勝山 164 番地 1

TEL:(0139)55-3480

(4) 児童相談所

・18歳未満の子どもの心や体のこと、家庭や学校での問題などについて相談に応じ、子どもが明るく健やかに成長していくようお手伝いをする相談機関です。

療育手帳の申請や更新に係る判定も行います。

【渡島檜山地域】

北海道函館児童相談所

〒040-8552 函館市中島町37番地8号

TEL：(0138) 54-4152

【胆振地域】

北海道室蘭児童相談所

〒050-0082 室蘭市寿町1丁目6-12

TEL：(0143) 44-4152

※18歳以上の知的障がい者やその家族からの相談、療育手帳に係る判定は次の機関で行います。各市町村で巡回相談も行っています。

北海道立心身障害者総合相談所

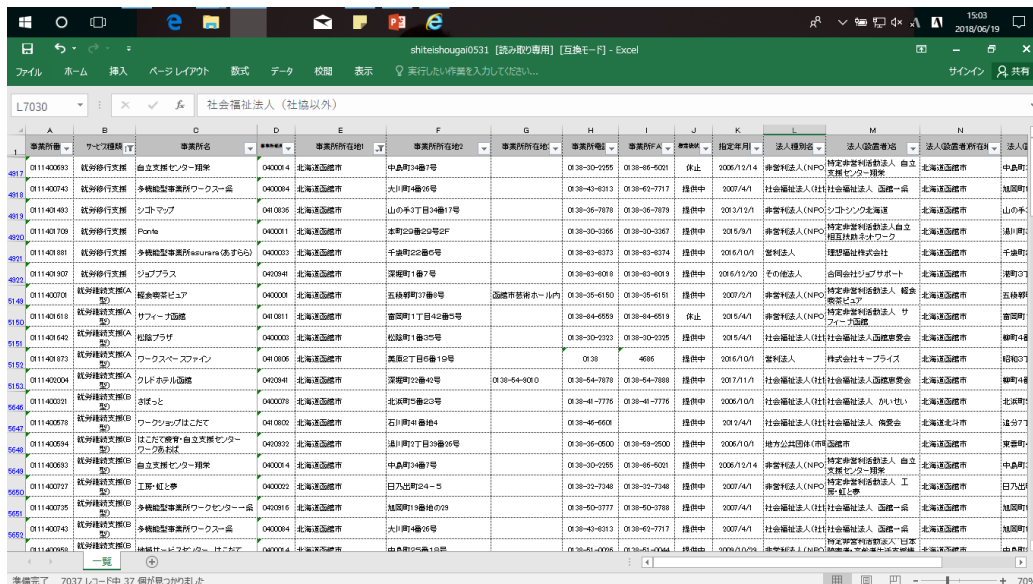
〒064-0944 札幌市中央区円山西町2丁目1-1

TEL：(011)613-5401

2 障害福祉サービス事業所ガイド

(1) 障害福祉サービス事業所

・障害福祉サービス事業所については、北海道のホームページに掲載されており、適宜更新されています。エクセルファイルですので、列見出しの矢印をクリックすると、地域や就労形態、法人種別などのデータを絞り込めます。御活用ください。



北海道ホームページ → 保健福祉部 → 施設運営指導課 → 社会福祉法人・施設等の一覧表
→ 2 社会福祉施設・事業所 → (3) 障害福祉サービス事業所 → ・全事業所一覧 (EXCEL)
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/ichiran/ichiran.htm>

(2) 札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページ

・このサイトでは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所や移動支援事業所、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所や相談支援事業所の空き情報を検索することができます。

検索は次の方法で行うことができます。

キーワード、事業所番号、法人名又は事業所名、事業所の所在区、主たる対象者
サービスの種類

[訪問系サービス・住まいの場 (居住系サービス)・日中活動サービス・ショートステイ (短期入所サービス)]

その他にも様々な条件で絞り込み検索ができます。※ただし、札幌市の情報のみとなります。

掲載されている情報は、各施設・事業所で登録しています。詳細については、直接、事業所へお問い合わせください。

<http://www.sapporo-akijoho.jp/search/>

(3) その他

・WAM NET (障害福祉サービス事業所情報)

<http://www.wam.go.jp/shofukupub/>

・ワンオール (札幌市内指定特定相談支援事業所一覧)

<http://one-all.net/wp-content/uploads/2017/03/sapporo-shiteisoudan-ichiran-290310.pdf>

※他にもニーズに応じた様々なサイトがあります。知りたい情報などがありましたら、進路指導部までお問い合わせください。

「進路指導の手引き」（平成３０年度版）

編集・発行

進路指導部